

議会運営委員会会議記録（概要）

令和6年11月21日（木）

開 会（午後1時30分）

松本議長

本日は、議会運営に関する事項等についてご協議願います。

【議 事】

1 議会運営に関する事項について

(1)議会運営に関する申し合わせ事項について

大石委員長

議会運営に関する事項についてですが、これまでも議会運営に関する申し合わせ事項や通年会規制に関わる申し合わせ事項について、6月から丁寧に協議を進めてきましたが、その協議の中で、皆様からいただいた意見を考慮して修正した「議会運営に関する申し合わせ事項（正副委員長案）」と「通年会期制に係る申し合わせ事項（正副委員長案）」を配信しております。

本日は、これに基づいて項目ごとに最終的な確認をしていきたいと思えます。

また、議会運営委員会が本日と25日に開催されますが、必ずここで確認しなければいけないことがあります。これは来年の日程にも係ることになるのですが、それは、①質疑順位の入れ替えについて、②臨時会議の日程（5月15日開催）、③会議の呼称の確認、④決算特別委員会の開催について（中1日の確認）、理事者の出席について（市長の提案理由の説明までは全員出席）を25日までには決めさせていただきたいと思えます。

それでは始めさせていただきますが、まず初めに、「議会運営に関する申し合わせ事項（正副委員長案）」をご覧ください。1 項目ずつ確認してまいります。

1 会議、（1）会議時間、①本会議の開議時刻は午前9時からとする。ただし、議案質疑日等、必要に応じて議会運営委員会の協議により午前10時からとすることができる。というふうにさせていただいております。まず会議時間については、この提案でよろしいでしょうか。（委員了承）

次に、（2）議案の提出、①議員提出議案（案）は、原則として、議会運営委員会の協議の場に提出することとし、提出締切は「一般質問調査日、議事整理日」初日の正午とする。②議員提出議案（案）は、締切後、原則として翌日の午後5時までに議員に配布する、③提出者の名前が記載されていない議員提出議案（案）は受け付けない、ということでした。

③の提出者の名前とは、会派名や議員名ということで、確認させていただいておりますが、これにつきましてご意見等はなかったと思いますがよろしいでしょうか。（委員了承）

（3）議事日程、①議事日程は十分な審議ができるよう配慮する、で変更ありません。

（4）議案等の説明、質疑および委員会付託、①議長は質疑通告者が複数の場合、質疑順位について議会運営委員会に諮り、その順位を抽選により決定する。②当初予算の説明は新規事項を重点的に行い、議案名は議案番号程度の呼び方とする。質疑質問については重複しないように努める。③所属委

員会所管の議案については、当該議員は質疑ができない。そのあとの「議会運営委員会で議案質疑順位決定後の質疑は、挙手により行う。」のところでありますが、これはなくしてもいいかなと思い、今回提案をさせていただいておりますので、何かご意見ありましたらお願いします。

谷口委員

今、委員長が言ったように、なくてもいいと思う。

大石委員長

これまでどおり、議長がいつも議案質疑のときは、あらかじめ議会運営委員会で質疑の順番は抽選で決定しております、と示しているのでなくてもいいかなと思ったのですが、このままでよろしいですか。（委員了承）

また、次の文ですが、また決算特別委員会で審査するため、決算議案は慣例により本会議で質疑を行わない、となっておりますが、これは慣例ではなく先例ですので、先例でお願いしたいと思いますよろしいでしょうか。

（委員了承）

④議案の委員会付託を省略する場合、本会議のみで審議するため、議案すべてに質疑ができる。⑤議案等に対する質疑、答弁は自席で行う。これについては変わりません。

（５）委員長の報告、ですが、①委員長報告における個人委員名は、条件整備がなされるまで公表しない。ただし、意見については個人委員名を公表する（Ｈ１７年２月２４日）ですが、ここでいう条件整備とは、委員会の会議録の公開のことであり、当時は公開がされてなく、それまでは委員会の委員長報告に何々委員さんがこういう質疑しましたとか個人名は言わなかったんですが、今は会議録を公開しているため、この文言はいらなくなっている

ため、削除してよろしいですか。（委員了承）

次の（６）委員長報告等に対する質疑、①修正案についての理事者側への質疑は確認程度とする。②委員長報告に対して、当該委員会の所属委員が質疑をすることは、原則としてできない。こちらは変更はありません。

（７）発言の通告等につきましても今までご提案していたとおりであります。読み上げますと①議案質疑は通告書により「議案調査日最終日の正午」までに議長に提出すること。②議案に対する討論については、あらかじめ議会運営委員会で順位を決定するため、議長に口頭で通告する。議会運営委員会委員を選出していない議員については、議会運営委員会の開催前の１０分前までに議会事務局長に口頭で申し出ること。なお、追加議案等の質疑通告については、質疑順位決定のための議会運営委員会の開会２０分前までとする。③討論は、会派を代表して行うべきである。ただし、議会運営委員会において了承が得られた場合は、この限りでない。④議会における法律等の略称名の取扱いについては、一般的に使用されている略称は可とし、主義主張が入っている呼称については、その都度、主語をつけて使用する。ということで、②につきましては、議会運営委員会委員は、着議案質疑および一般質問通告を報告する委員のいない会派については、議会運営委員会委員長が報告する、と共産党からこの②の一般質問ところは残したほうがいいとのご提案をされておりますので、これは（８）一般質問の②に入れました。（７）のこの①②の変更点につきまして、これでよろしいかご意見ありましたらお願いします。

長岡委員

以前に、（７）発言の通告等の②の議案に対する討論について、というところだが、議長に口頭で通告するというのは議長が不在で見つからない場合があるので、デスクネッツで報告した方がいいと提案したが、それを入れていただきたい。せっかく申し合わせ事項にまとめているので、こちらに記載した方が後々探すのも手間じゃないのかなと思う。商品名じゃなくてもいいので、電子メール及び電子回覧板というような、商品名が駄目であれば、何か名称を入れたほうがいいと思うが。

中委員

議長もしくは事務局長のところに必ず伝えるということの内容のほうがいいと思う。

大石委員長

では、②議会運営委員会委員を選出していない議員については、議会運営委員会の開催前の１０分前までに議会事務局長に口頭で申し出ること、こちらの一文の「口頭で」を削除するということでよろしいでしょうか。

（委員了承）

次に、（８）一般質問です。①各定例会議において、市の一般事務について一般質問を行うことができる。②に共産党の意見を入れて、一般質問のエントリーについては、定例会議開会の一週間前の議会運営委員会で報告すること。なお、その議会運営委員会で報告できない者は、開催の前日（前日が土日祝日に当たる場合は、前営業日）の午後５時までに、事務局長に報告すること、としました。現在、議会運営委員会で報告できない者は、議会運営委員会に委員を排出していない会派となるので、現在は、立憲リベラルの会がこれにあたります。③一般質問通告書の提出期限は、原則として「議案調

査日初日の正午」までとする。なお、定められた期限までに通告書が提出されないときは、一般質問を辞退したものとみなす。④ 一般質問通告書には、項目及び具体的な要旨を記載し、かつ答弁者を指定する。

中井委員

開催の前日（前日が土日祝日に当たる場合は、前営業日）の午後5時までというのは、何かあるのか。

大島 議会事務局主幹

こちらは昨年の議会運営委員会で確認しております。

大石委員長

今の説明でよろしいでしょうか。（委員了承）

③は一般質問通告書の提出期限は、原則として、議案調査日初日の正午までとするということで、「初日の」が入ります。④一般質問通告書には、項目及び具体的な要旨を記載し、かつ答弁者を指定する。は特に変わらずで、⑤一般質問における「その他」は1項目、内容は1件とし、一般質問を行う前日（前日が土日祝日に当たる場合は、前営業日）の午後5時までに議長及び市の担当者に通告する。ここまではよろしいでしょうか（委員了承）

⑥質問時間は同一議員につき、答弁を含め、60分以内とする。これは変更ありません。⑦ですが、新しい提案で、質問方式は現在、一括方式、初回一括方式1問1答方式というふうに通告書に記載されておりますが、一括方式は十数年間、誰もやっておりません。このような現状を踏まえて、一括方式というのはもう記載からなくしてもいいのではないかと思います。そのように決めさせていただいてもよろしいでしょうか。（委員了承）

⑧初回一括の場合、質問者の第1回目の質問、市長の第1回目の答弁の発

言は登壇して行い、第2回目以降の発言は、質問者は質問席で、答弁者は自席で行うものとする。なお、一問一答の方式により質問する場合は、質問者は質問席において、答弁者は自席において発言するものとする。これは現在決まっているものです。

⑨一般質問は、継続審査になった議案及び請願・陳情の中身にわたる部分、議決に影響する部分についてふれないよう十分留意する。また、議案質疑等で行われた内容と重複しないように十分留意する。

今、一般質問を採決した後に行っておりますので、「継続審査になった」というのを追加させていただきたいのと、議案質疑等で行われた内容と重複しないよう十分留意するということをこれまでどおりなんですが、改めてここで記載させていただきましたが、よろしいでしょうか（委員了承）

矢作委員

すみません、①のところで、市の一般事務についてというところについては、ちょっとうちの会派としては賛成できない。理由は、議長も市政に対する一般質問というふうに言っていますが、市の一般事務ってなると狭まる感じがするので、なくても通用するのではないかとお願いしたい。

大島議会事務局主幹

こちらの表記につきましては、会議規則第61条に一般質問の規定がございます。そちらで議員は市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。そちらからの引用です。

大石委員長

もう決まっていることを、改めてわかりやすく書きましたということですので、よろしいでしょうか。（委員了承）

⑩市長報告についての質問は、一般質問で行う、については変わりません。

⑪常任委員会の特定事件及び特別委員会に付議された特定の事件のあり方については、議員の良識に任せることとする。ただし、正副委員長連絡協議会における各委員会の報告内容に配慮するものとする、ですが、これは新しい提案なので、今日なかなか決まらないと思いますがご提案をさせていただきます。常任委員会の特定事件および特別委員会に付議された特定事件と一般質問とのあり方については、議員の良識に任せることとする。ただし、正副委員長連絡協議会における各委員会の報告内容に配慮するものとするということで、新人議員の皆さんも正副委員長連絡協議会は何のためにやっているのかということを改めて考え直していただきたいと思いますが、そこで特定事件の報告もしており、これに配慮しながら議員の活動をしていきましょうということで、正副委員長連絡協議会を開催するようになりました。ですので、改めてこの文言として書かせていただいたところでございます。なくした方がいいのではないかというご意見もありましたが、いかがでしょうか。

谷口委員

これについて、できるだけ緩和しようじゃないかという方向のいろいろ意見が出たので、我々はなくてもいいんじゃないかと思うがいかがか。

川辺委員

うちの会議の中でもいろんな意見があって、その中で提案させてもらった内容ですけど、ちょっと25日まで持ち帰らせてもらいたい。

長岡委員

今回、自分も関係があったと思うので、やはりすごくやりづらいので、削除してもらいたい。

中井委員

私達の会派でもこの一文があることによって、やはり制限がかかることもありうるということで、ないほうがいいと考える。

大石委員長

公明党から持ち帰りたいということなので、何か文言を変えるか、もしくはどうするかを含めて議論していきます。これはすぐ決めるという話ではないので、お願いしたいと思います。

(9) 緊急質問、①緊急質問の質問時間等は、一般質問に準じる内容とする。(10) 投票による表決、①採決の方法について、無記名投票の要求と記名投票の要求がある場合、いずれの方法にするか、まず無記名投票により無記名投票とすることの賛成、反対を諮る。この投票の結果、無記名投票とすることに賛成者が少数の場合には、記名投票により行う、については、変更ありません。

次に、2委員会、(1) 議会運営委員会にところに、意見書の提出等を求める請願・陳情が全会一致とならない場合は、議会運営委員会において不採択とする。なお、本会議においても同様とする、というのを移動することによってよろしいでしょうか。

中井委員

まだちょっと理解しかねるところがあつて申し訳ないが、この議会運営委員会の中にくくられていて、①では、本会議の運営に著しく支障をきたす恐れのある場合は議長の裁定に委ねる、となっている。けれども、赤マルで書いてあるのは、なお本会議においても同様とする、とあり、これは議長の裁定に委ねるのではなくて、本会議においては、全会一致とならない場合は不採択となるという、議長の裁定はここには関わらないのか、どちらなんだろうというようなちょっとわからない部分があるのだが。

大石委員長

これは平成13年8月30日に本会議で確認したことを書いているつもり

大島議会事務局主幹

なんですが、事務局のほうで説明ありますか。

委員長のおっしゃるとおり、平成13年8月30日の議会運営委員会で確認されたこととなります。前段の①につきましては、意見書の提出を求めるものとは別で、議会運営委員会の運営について機関意思の決定は全会一致とする。その他の運営については全会一致になるよう最大限努力する。ただし、本会議の運営に著しく支障をきたす恐れのある場合は、議長の裁定に委ねる、ということで、下段の意見書の提出を求める請願・陳情の全会一致とは、別なものと解釈しております。

中井委員

会派に持ち帰らせていただきたい。

大石委員長

次ですが、（２）常任委員会等、①委員会における請願・陳情に対する趣旨採択については、従来どおり全会一致に限るものとする。②意見書等の提出を求める請願・陳情が趣旨採択となった場合は、従来どおり意見書等は提出しない。④委員会における意見は、会派を代表して行うものとする。これらは変わりません。⑤委員会から議案を提出する場合は、全会一致とする、については「から」が入り、⑥付帯決議については、委員長が全会一致となるように努力する。この付帯決議については、現在もこのように運用していますので、よろしいでしょうか。（委員了承）

3 請願、（１）請願書の記載事項等、①請願書は定例会議招集日の5日前の午後5時までに議長に提出されたものを、その定例会議で審議する。5日前が土日祝日に当たる場合は、翌営業日の正午までとする。なお、定例会議中に提出されたものは、最終日に委員会付託とする。②紹介議員の

追加は請願・陳情の受付締切日時を遵守する。③請願・陳情の署名簿をコピーしたりメモすることはできない。閲覧は本人の良識にもとづき、従来どおりできるものとする。④議長及び所管委員会の委員長は、請願・陳情の紹介議員にはならない。なお、当該委員会の委員も極力、紹介議員にならない。なお、最後の当該委員会の委員も極力紹介議員にならないというところは、共産党から記載しなくてもいいのではないかというご意見もいただいておりますが、今このような形で運営をしておりますので記載した方がわかりやすいのではないかとということでご提案をさせていただきました。（委員了承）

（２）陳情書の処理、①陳情書のうち、紹介議員があるものは、請願書に準じて扱うものとし、紹介議員のないものは、参考資料として請願書のつづりに添付するが、審議の対象にはしない、は変わりません。

４規律、（１）携帯品、①会議規則第１４８条にはカメラ及びテープレコーダー等を含む。５その他②ですが、ここにパーソナルコンピューターを追加して、タブレット端末及びパーソナルコンピューターは、「会議中における情報通信機器の使用基準」に基づく使用に限る、となりますが、前回のＩＣＴ作業部会の中で確認がされましたので提案させていただきます。よろしいでしょうか。（委員了承）

５その他、こちらの変更箇所は、②議案書の配付は定例会議または臨時会議の開会７日前とし、日程協議のための議会運営委員会開催前までに議会事務局を通して会派の控室に配付する、③日程表は会議前日に配布し、

請願書は、定例会議開会日当日に配付する、となりますがよろしいでしょうか。

(委員了承)

なお、付記は全て決まった日を記載することとなります。

次は、議会運営委員会における確認事項ですが、変更箇所は、5 一般質問、②原則、執行部とのヒアリングは一般質問調査日の3日目までに済ませる。但し、ヒアリング後の答弁調整や確認程度のやり取りは、この限りではない、ということですが、至誠自民クラブから提案があり後文の「ただし、ヒアリング後の答弁調整や確認程度のやり取りは、この限りではない」を入れさせていただいております。いかがでしょうか。

(委員了承)

次に、6 文書による質問について、委員会（議会運営委員会、常任委員会、特別委員会等）における全会一致により、議長を通じて文書による質問を行うこととする、ですが、こちらは次の項目の「議会運営委員会における議会基本条例の運用に関する確認事項」に記載されておりましたが、昨年度の条例改正によりこちらの条文は削除されておりますことから、「議会運営委員会における確認事項」に移して一文を残しております。よろしいでしょうか。（委員了承）

では、「議会運営に関する申し合わせ事項（正副委員長案）」につきましては、公明党と共産党が持ち帰りとなりました項目について、次回協議することをお願いいたします。

次に、「通年会期制に係る申し合わせ事項（正副委員長案）」です。

冒頭の文言につきまして、本案は、令和7年5月1日からの通年会期制の施行に向けて、円滑な議会運営が進むように規定するもので、内容については、議会運営委員会で協議を行った資料を基に、これまで行ってきた通年会期制に向けた試行的運用方法、市民及び執行部からの意見やこれまでの先例や慣例などを勘案し作成したものである、ということで「市民及び」を入れました。これまで、前期ですがパブリックコメントを取ったり、前期から今期にかけて市民説明会を開いたり公聴会を開き、その中におきましてご意見をいただいたことを踏まえて今回作成するという意味で「市民及び」というのを入れたいと思います。

後文については、なお、議会機能の強化を図るとともに行政効率化の影響についても考慮しながら、通年会期制を目指すものとする、としました。

長岡委員

働き方改革という意味で行政効率化というのはわかるが、議会機能の強化というのはどのようなことか。

大石委員長

通年化規制の導入の目的という部分で、いつでも議会が開けることや、議会の効率化の中には会議等の日程を先に決めることで、日程調整をしやすくしていくことが目的としてあります。ということからこのような文章でよろしいでしょうか。（委員了承）

「1. 導入目的」、会期は、市政の課題全般に主体的かつ機動的に対処するため、地方自治法第102条の2第1項の規定による通年の会期とする。（議会基本条例第2条の2）、は変わりありません。

次に、「２.会期の始期・終期」ですが、会期は５月１日から翌年の４月３０日までとする。議会人事については５月１５日に臨時会議で行うこととする。なお、５月１５日が、市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日に行うこととする、という一文を追加いたしました。例えば、５月１５日が日曜の場合は１６日の月曜日、５月１５日が土曜日にあたった場合は１７日の月曜日に会議を開会するというでございます。

長岡委員

前回の議会運営委員会で、改選期の年は１週間ぐらい遅くしてほしいということで提案しまして、それで谷口委員も、その意見であればということだったと思うが。

谷口委員

その時は理解を示した発言をしたかもしれないが、最終的に今回正副委員長が再検討して出してきたこの５月１５日、これについては合わせていいと私は思っている。

長岡委員

やはり視察も行きましたが、改選の年は忙しいので、やはり１週間か１０日ぐらいは遅くしていただきたい。

川辺委員

視察等で他市の事例を見ても、やはり５月中旬、１５日っていうのが多い。それに５月１５日から遅らせると６月の定例会議に向けての準備が慌ただしくなると考えられるので、１５日に４年間統一してやった方が良くと思う。

斉藤委員

自分が当選したときもこの日程だったと思うが、それでやれたのでこのままでいいと思う。

大石委員長

一つには、議長不在の時間をなるべく減らしたいということがありま

す。議会の代表を決めておかないと、いろいろな執行部からの話や、対外的にいろんなことから議会に何か要望などがあったりすることも考慮してなるべく議長不在の期間を短くした方がいいという話で、他自治体も15日にやっているの、15日で決めてやっていきたいと思いますということですが、いかがですか。

長岡委員

持ち帰りにしたい。

谷口委員

今、委員長が話したとおり、やはり議長不在というのをできるだけ短くするということで長岡委員の会派にはご理解いただきたいと思う。

大石委員長

では、これは次回にします。

「3. 会期日程の整理」、定例会議（2月、6月、9月、12月）の期間を集中審議期間とする。追加議案等の取扱いについては、議案内容にもよるが、執行部の事務執行に支障が生じないように、可能な限り集中審議期間中に審議する。これは、変更ありません。

「4. 臨時会議 開催プロセス」ですが、まず修正がありまして、文章中の「要請」を「請求」に変更すると、①の「原則として」を削除することに變更し、①議長は、市長から臨時会議を開くことを請求されたときは、当該請求のあった日から7日以内に開くものとする、②議長は、議員の定数の4分の1以上の者から臨時会議を開くことを請求されたときは、議会運営委員会の議決を経て、当該請求のあった日から原則として7日以内に開くものとする、とさせていただきたいと思いますがこちらでよろしいでしょうか。（委員了承）

「５．定例会議 運用ルール」、定例日は原則として６月１日・９月１日・１２月１日・２月１８日とし、開会日の１週間前に議会運営委員会を開催する。ただし、議会運営委員会の開催日が市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い市の休日でない日を開催日とし、議会運営委員会の開会前に議案書の配布を行う。こちらは、変更ありません。

「６．出席者への配慮」、理事者の出席要求は、原則として以下のとおり行う。定例会議は、四役（市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者）＋経営企画部長＋総務部長＋議案提出所管部長＋一般質問答弁予定者とする。ただし、市長の提案理由の説明までは、理事者全員の出席を認める。臨時会議は、市長、副市長＋経営企画部長＋総務部長＋議案提出所管部長とする。こちらは、執行部からの要望で、市長の提案理由の説明までは、理事者全員の出席を認めてほしいとのことでしたので、こちらを追加しましたが、いかがでしょうか。

長岡委員

四日市市、鳥羽市、刈谷市、埼玉県議会、墨田区議会では、理事者は全員出席だったと思うので、新たにこの間、決めてしまったという話もあったと思うが、ここは質問権の制限にもなるので、全員出席がいいと考える。

谷口委員

このことについては、今までかなり議論をした中で、四役でいいというところを決めているので、正副委員長の今回の提案、ただし市長の提案の理由の説明は全員というところで、執行部からの要望を踏まえた上で決めているので、この提案でいいと思う。

斉藤委員

確認だが、市長の提案理由の説明までは理事者全員の出席を認めるって

	いうのは、求めるではなく認めるというのは出なくてもいいという意味も含まれているのか。
大石委員長	これは、6月に総務部長が議会運営委員会に来て、文書で説明してくれたときに、執行部が全員出席したいので認めてくださいと書いてありましたので、認めると記載したものです。
長谷川委員	この項目についてはいいと思うが、プラスマークを句読点に変更をお願いしたい。
矢作委員	うちの会派も今まで全員出席も可能ではないかということで意見出してきたんですけれども、長岡委員の意見には賛成である。
粕谷委員	そもそも所沢市議会として、通年会期制を行うにあたって職員の働き方にもかなり配慮していこうという大きな指針があったと思う。これについても執行部側との調整の上、決めた経緯もあり、一般質問において、いま所沢市は通告制を取っているので、そうすると通告制って何なのと言うようなそもそも論の話になるかと思うので、これについてはこの文言のとおりでよろしいと思う。
川辺委員	まず、このことはもう既に決まっていることであるという認識があったのと、これは基本条例にも関わるのではないかという部分もあるので、この正副委員長案でいいと、うちの会派として考える。
大石委員長	それでは、ここは合意形成を得られませんので、以前に議運で確認されたとおりにしたいと思います。ただし、プラスマークのところを句読点に変えて、ただし、市長の提案理由の説明までは、理事者全員の出席を認め

る、の追加記載をすることはいかがでしょうか。（委員了承）

次に、「７.市長の専決処分事項の指定について」、地方自治法第１８０条第１項の規定により以下のとおり指定する。

１ 法律上市の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が１００万円以下の額を定めること。～（略）２ 災害又は突発的な事故により、緊急に必要な最低限度の経費に係る予算を補正すること。３ 会計年度末における地方税法等の改正に伴う条例改正を行うこと。ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。４ 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算を補正すること。

この「４」については、先日、執行部から議長に申し入れがありましたので、こちらに追加させていただきました。よろしいでしょうか

（委員了承）

「８.一事不再議」、これまでどおり、議会で議決された事件については、同一の定例会議又は臨時会議中は再び提出することができない、と、

「９.発言の取消・訂正」、これまでどおり、同一の定例会議又は臨時会議中に限る。こちらは変更ありません。

「１０.一般質問の運用」ですが、共産党から「～こととし、質問の要旨が確定した後は追加や変更を行わない。」の部分は削除してもいいのではないかと意見がありましたので、一般質問の通告締切は、「議案調査日初日の正午まで」とする。執行部とのヒアリングは、一般質問調査期間中に終了する。同一の会議中は、議案、請願・陳情に関する質問につい

ては、重複しないよう配慮する。というように変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。（委員了承）

次に、「１１．所管事務調査の運用」ですが、１行目の「事実上、閉会中の期間がなくなることから」と、「事実上、閉会中の期間がなくなり」は共産党から削除していいのではとの意見がありましたので、こちらは、会期が１年となり、所管事務調査のための委員会を開くことができる。これまでどおり、委員長から議長に申し出を行った上で、執行部に出席要求を行う。

必要に応じて所管事務調査を行うことができることから、これまで委員長から議長に申出をしていた、特定事件に係る閉会中の継続審査の申出は必要がなくなる、としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（委員了承）

次に、「１２．請願・陳情の取り扱いの整理」ですが、

これまでどおり、請願書等は、定例日の５日前までに提出されたものを、その定例会議で審議する。定例日の４日前以降に提出されたもの及び定例会議中に提出されたものは、最終日に委員会付託する。

こちらは紹介議員のついた陳情書も含むため、「請願書」の後に「等」を入れました。それ以外の変更はありませんが、よろしいでしょうか。

（委員了承）

「１３．会議録の作成」、定例会議、臨時会議ごとに作成するものとする。定例会議と臨時会議の区別はせずに暦年で１月１日から第１回とす

る。議案についても、定例会議と臨時会議の区別はせず、これまでどおり暦年で1月1日から付番する。こちらは変更ありません。

「14. 会議の呼称等の整理」、「定例・臨時」の区別不要であることから以下のとおりとする。

「令和〇年第〇回（〇月）定例（臨時）会議」とする。

こちらの変更はありませんが、よろしいでしょうか。（委員了承）

「15. 継続審査」、議案や請願の付託を受けた委員会が定例会議中に当該案件を継続審査とする旨を決めた場合は、2月定例会議のみ、委員長から議長へ継続審査の申出が必要となる。なお、その他の定例会議においては、継続を諮ることなく、中間報告のみ行う。

こちらの変更はありませんが、よろしいでしょうか。（委員了承）

最後に、「16. 決算審査の時期」ですが、9月定例会議の散会日から原則1日の間を取って、決算に係る議案審査を行うこととする。

こちらは、共産党と立憲民主党・れいわ新選組からもう少し日数を取った方がよいのではないかということでご意見をいただいています。これまでに決まっているのが、決算審査の日程について、9月定例会議の直後に集中的に審査することということだけは決まっておりますが、参考資料として配信しております令和7年度会期予定（素案）、令和8年度会期予定（素案）をご覧ください。

令和7年度の9月定例会議後の決算の日程を見てもらいますと、9月22日（月）に散会して、23日（火）は祝日、24日（水）を1日空けて

25日（木）から開会する予定になっています。

また、令和8年度は、9月24日（木）に散会して、25日（金）1日空けて、26、27日は土・日曜日となり、28日（月）から開会予定となっております。

それでは「原則1日の間をとって」につきまして、ご意見をお願いします。

谷口委員

今回の9月定例会のときも1日の間をとって決算審査でしたが、うちの会派の決算担当だった委員からも、1ヶ月前に書類は配られるので、大変かもしれないが、原則1日でいいと判断しているので、このとおりでいいと思う。

矢作委員

うちの会派としては、1日というのはなかなか厳しいので3日くらいは欲しいと思う。

長岡委員

1か月ぐらい前に資料が提出されるということだが、やはり少数会派の人は、役割分担というのは難しいですし、ちょっと厳しいので3日か4日ぐらい欲しい。

粕谷委員

まず、今年の決算審査が中1日で特に問題なかったと思っている。結構スムーズに行われていたと思うのと、あと実際、資料はかなり前に来ているので、議会が終わってからやるのではなく、決算特別委員会に入ったメンバーはそれなりの準備は十分できる期間はあると思うので、速やかということなので、1日空けて十分に対応できると思う。

川辺委員

私は今年、決算委員だったが、今、谷口委員おっしゃったように決算書は約1ヶ月以上前に配布されて、私も時間見ながら見て、意見等の準備も

やって滞りなく今回できたので、中1日あればいいと考える。

粕谷委員

先ほど申し述べられなかったが、職員のほうも、あらかじめの日程が決まっていれば十分対応できるということを聞いている。また、早く終われば次の仕事に取りかけられるという利点もあるということも聞いている。

長谷川委員

うちの会派の先輩議員の状況を見ていると、1日間あれば大丈夫であると思う。

斉藤委員

うちの会派の意見として、中1日でいいという意見である。

矢作委員

他の委員からは準備ができたという話もあるが、十分に審議して臨みたいと思っているので3日はいただきたい。今年、私は大変厳しかった。

大石委員長

では、この項目を含め、25日には決めなければいけないため、調整を図っていきたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

次は、質疑順位の入れ替えについてです。

現在、議案質疑順位の決定のための議会運営委員会は9時30分に開催となりますが、10時から本会議が開かれるため、会派に持ち帰っている議論していると時間がないので、10時の本会議開会に影響が出てしまう可能性があるため、会派に持ち帰らないで事前に決めておいて、変える場合は、その場で変えてくださいということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。（委員了承）

2 条例等の改正について

大石委員長

事前にデスクネットの「文書管理」の中の「条例改正」のフォルダに資料を保存しておりますが、地方自治法の改正等に伴い、通年会期制の運用

瀧澤議会事務局参事

開始に合わせて、会議規則や条例等の改正を行いたいと考えています。

改正の概要について、事務局から説明をお願いします。

今回、一部改正を考えておりますが今日お出しするのが6件の条例等にございます。目次に沿って、説明させていただきたいと思います。初めに、所沢市議会個人情報保護に関する条例についてです。こちらは令和7年6月1日施行の刑法等の一部を改正する法律、こちらが改正されますことから、禁錮と懲役という言葉が廃止されますので、この条例の中で使用している懲役を拘禁刑という新しくできた文言に改めるものです。こちらについては執行部についても同様の改正を行う予定となっております。

次に、所沢市議会議員政治倫理条例についてです。こちらも個人情報保護に関する条例と同様に、条例中に使用しているこちらは禁錮という文言を使用しておりますので、こちらを拘禁刑に改めるものです。

続きまして、所沢市議会会議規則についてです。こちらは議会手続きをオンライン化するための地方自治法の改正に伴い、会議規則で定める手続きについても、オンライン化を可能とするための改正を行うものです。

なお、現状に合わせた字句の整理も行います。

続きまして所沢市議会委員会条例です。こちらも会議規則同様に、議会手続きのオンライン化についての地方自治法の改正に伴い、委員会条例で定める手続きについてもオンライン化を可能とするための改正を行います。なお、オンラインによる委員会の改正についても、部分的に改正をし、現状に合わせた字句の整理を行います。

長岡委員

続きまして、所沢市議会政務活動費の交付に係る条例についてです。こちらは地方自治法の改正によりオンライン化が可能となる諸手続きのうち、毎年4月に提出していただいております政務活動費の収支報告書を、オンラインでも提出できるように改正をするものです。

続きまして、市長の専決処分事項の指定についてです。市に裁量の余地がほとんどない解散、欠員等の事由に基づく選挙費の予算の補正について、地方自治法第180条第1項に基づく専決処分に加えるものです。

これら6件いずれも令和7年3月の定例会で改正ができたかと考えております。

今回、所沢市議会会議規則の新旧対照表で、承認を許可に変えている文言がたくさんあったが、法律の方にお話を聞いたところ、承認は行政が肯定的な意思表示を与えて認めることで、許可は法律上禁止されていることを行政が特定の場合に許しできるようにすることと書いてあるので、何かやっちゃいけないことというようなマイナスなイメージに変わっているところがすごく気になったので、これは変える必要があるのか。なければ、そのままでもいいのではないかと思った次第である。

大島議会事務局主幹

第18条第1項につきましては、文言として望ましくするため、承認を許可に改正するものです。許可は、本来自由である行為を一定の目的から法令によって一般的に禁止した上で、これを特定の場合に解除し、行うことができるようにするものであるということで、今回改正ということで標準会議規則が出てきていますので、それに倣って皆さんにお示ししている

大石委員長

ところです。

こちらの条例改正については、今日決めるわけではなく、3月定例会で上程する予定ですので、こちらは各会派にお持ち帰りいただき、何かご意見がございましたら、11月29日（金）正午までに事務局にデータを送付いただきますようお願いいたします。

矢作委員

データを送付するために、ちょっと調べたいので、地方自治法の改正の年月日はいつか知りたい。

瀧澤議会事務局参事

令和6年の4月1日です。

矢作委員

もう1つ教えていただきたいことがあって、手続きのオンライン化というのがたくさん出てきているのと、オンラインによる委員会の開催についても部分的に改正するということがあって、その辺を分かりやすくご説明いただければと思うのだが。

瀧澤議会事務局参事

実際には、運営上、これまでも議員さんに対してデスクネッツで議事日程等を配信させていただいておりますが、それを会議規則上で改正して、ちゃんとした定義で位置づけるというものです。

オンライン会議に関しては、コロナ禍のときにオンラインで委員会ができるということを決めていると思いますが、そちらの参考人などは、オンライン会議の開催がされていないと、参考人はオンラインでは参加できなかったんですが、通常の委員会において、参考人だけをオンラインで参加できるようにする改正になります。

3 ICT化推進について

大石委員長

先日11月14日（木）にICT作業部会が開催されましたので、亀山部会長より報告をしていただきます。

亀山副委員長

11月14日のICT作業部会の報告をさせていただきます。

初めに、11月14日ICT作業部会の開催前に、キッセイコムテック株式会社のスマートディスカッションの2回目の説明会を実施いたしました。議会運営委員会の委員の皆様も参加していただき、本当に今まで一番多い参加者となりました。内容的には費用や操作性を中心に、特徴的なところを説明をいただきました。次に、ICT作業部会では、長谷川リーダーに次年度以降の費用を追記した3社の比較表の説明をしていただきました。前回、議運の中で質問がありましたので、きちっと調べていただいて表に追記をさせていただきました。その後、作業部会のメンバーから実際に操作して感想を述べていただきました。その結果、操作性の良さと費用面から見てもスマートディスカッションが良いのではないかという結論にICT部会の中で確認されました。

次に、会議中における情報通信機器の使用基準については、議員のパーソナルコンピューター、いわゆるノートパソコンやスマートフォンの持ち込みなどについて、会派の意見の報告をいただきました。そしてスマホの利用は、市民に誤解を与える可能性があるため今回はノートパソコンの持ち込みのみというICT部会の中では結論になりました。従って会議中における情報通信機器の使用基準は、3.使用することができる情報通信機

器、（１）所沢市議会議員においては、タブレット端末及びパーソナルコンピュータとする。と、修正することになりました。

また、傍聴者への対応については、今までどおり、行政側で用意していた資料１０部を傍聴者に貸与するということを確認しました。

なお、タブレット端末については、ペーパーレス会議システムを導入し、２画面で見る際、画面が大きいと操作しやすい、見やすいということでしたが、パーソナルコンピュータが議場や委員会等に持ち込めるということの合意が取れたので、ここについての課題が解消できたものと考えております。そのため、タブレット端末については、今まで通りの取り扱いでよいとの結論になりました。

最後に、会議中における情報通信機器の使用基準・改正案において、パーソナルコンピュータの追加と、傍聴者への対応の件、そして最後の施行年月日について、日にちをどうするかということを協議していただけたらと思います。

大石委員長

以上、ＩＣＴ作業部会については報告のとおりでよろしいでしょうか。

（委員了承）

また、この使用基準の施行年月日は、本日１１月２１日ということでしょうか。（委員了承）

４ その他

大石委員長

来週２５日（月）開催の議会運営委員会で、議案第８６号及び認定第１号～第１０号について、討論の有無と採決方法の確認をしますので、よろ

しくお願いいたします。

少数会派（立憲リベラルの会）につきましては、25日（月）午前10時までに通告等をお願いします。

なお、それぞれの会議録と審査結果一覧表を、本日中にデスクネットの「文書管理」の中の「委員会会議録」のフォルダに入れますのでよろしくお願いいたします。

次回の議会運営委員会につきましては、11月25日（月）午後1時30分から開催予定となっていますので、よろしくお願いいたします。

散 会（午後3時2分）